



宮 崎 県 公 報

平成25年12月17日（火曜日）号外 第 68 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新
型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する

規則の一部を改正する規則……………	(人事課) 1
○宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行 規則の一部を改正する規則……………	(国保・援護課) 1
○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行 規則の一部を改正する規則……………	(“) 2

規 則

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第41号

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規則（昭和38年宮崎県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(災害派遣手当の支給及び額) 第2条 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、派遣職員が、その職員の住所又は居所を離れて、県の区域に滞在することを要する場合に支給する。 2 [略]	(災害派遣手当の支給及び額) 第2条 災害派遣手当は、災害応急対策、 <u>災害復旧又は復興計画の作成等</u> のため、派遣職員が、その職員の住所又は居所を離れて、県の区域に滞在することを要する場合に支給する。 2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第42号

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成17年宮崎県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、公布の日から施行する。 <u>(延滞金の割合の特例)</u> 2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基

準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第43号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年宮崎県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>5 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>5 [略]</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>6 当分の間、第10条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則附則第6項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。